

中小企業経営者のための 海外知的財産マニュアル

その事業の海外展開、知的財産に関する備えはできていますか？

はじめに

ー海外知的財産マニュアルの発行にあたってー

当センター（東京都知的財産総合センター）は平成 15 年 4 月にオープンして以来、中小企業の皆さんから知的財産に関する多くのご相談をお受けするとともに、皆さんに気軽に読んで頂ける知的財産に関する解説書として「特許マニュアル」、「商標マニュアル」、「意匠マニュアル」、「著作権マニュアル」を発行して参りました。これらのマニュアルは、主に我が国における知的財産制度の仕組みや出願・権利化の手続きについて、それぞれの知的財産別に解説したものです。

近年では新たなビジネスチャンス獲得のために事業の海外展開を計画する企業も多く、当センターに寄せられる海外の知的財産に関する相談も年々増加傾向にあります。こうした皆さんの関心に応えるため、当センターではこのたび「海外知的財産マニュアル」を新たに発行することにしました。

海外における模倣品被害や侵害事件、技術流出等の問題はよく知られるところですが、それらの知的財産リスクも当該進出国への知的財産権の登録などの確な対応を行っておけば（ある程度）軽減することはできます。予め紛争が起きたときの対処方法について知っておけば、いざとなった時に（それほど）慌てることもないでしょう。海外における知的財産権の登録と管理には多くの費用がかかるので、手続き面で見れば海外進出の目的に応じた出願国の選定や効率的な出願の仕方が重要になります。

本マニュアルの前半には海外進出にあたっての知的財産対応の基本的な留意点をまとめました。また後半には各種知的財産別に制度や手続き面での特徴ならびに留意点をまとめました。海外進出を図る中小企業の皆さんに本マニュアルをご活用いただければ幸いです。

* 東京都知的財産総合センターのホームページ経由で、本冊子の姉妹編である「海外知的財産マニュアル（詳細版）」をご覧ください。「海外知的財産マニュアル（詳細版）」には、海外手続きや各国情報に関して本冊子より更に広範な情報を掲載しています。本冊子マニュアルと併せてご活用ください。

海外知的財産マニュアル

I 企業の海外進出と知的財産対応の留意点 1～8

1. 海外への進出と展開……………	1
(1) 進出の目的	
(2) 進出する国、進出形態に合わせた備え	
2. 海外進出に伴う知的財産リスク……………	2
(1) 海外における知的財産リスクとは	
(2) リスク回避、リスク管理の考え方	
3. 知的財産の出願と登録……………	3
(1) 外国出願はなぜ必要か	
(2) どの国へ出願するか	
(3) 外国出願の決定時期	
【パリ条約について】	
4. ライセンス契約……………	4
(1) ライセンス契約にあたっての留意点	
(2) 各国法律との関係	
(3) 専門家に相談しよう	
5. 模倣品対策について……………	5
(1) 模倣品対策はなぜ必要か	
(2) 模倣品が見つかったらどうする	
6. 万が一、警告を受けたら……………	6
7. 海外における知的財産管理上の留意点……………	7
(1) 第三者の知的財産権利を侵害しないために	
(2) 他社及び市場情報の収集	
(3) 現地の知的財産に関する情報の収集	
(4) 展示会出展に際して注意することは	
(5) 現地進出後に現地で発明が生まれたらどうすればいいの	
(6) 現地に精通した代理人に相談しよう	

II

それぞれの知的財産対応

9 ~ 27

1. 特許	9 ~ 12
(1) 発明の選定、出願国の選定	
(2) 出願の仕方	
(3) PCT 出願手続き	
(4) 欧州への特許出願の仕方	
(5) 外国特許出願におけるその他の注意点	
2. 実用新案	13 ~ 14
(1) 海外における実用新案の出願推移	
(2) 中国の実用新案制度	
3. 商標	15 ~ 18
(1) 商標制度の特徴	
(2) 出願の仕方	
(3) マドプロ	
(4) 欧州連合商標 (EUTM、旧 CTM)	
4. 意匠	19 ~ 23
(1) 意匠制度の特徴	
(2) 出願の仕方	
(3) 意匠ハーグ協定	
(4) 欧州共同体意匠 (CD)	
(5) 外国意匠出願におけるその他の留意点	
5. 著作権	24 ~ 27
(1) 進出国と著作権登録	
(2) 著作物保護の国際条約	
(3) 米中韓の著作権制度の概要	
(4) 模倣品の対策と対応	

企業の海外進出と知的財産対応の留意点

1 海外への進出と展開

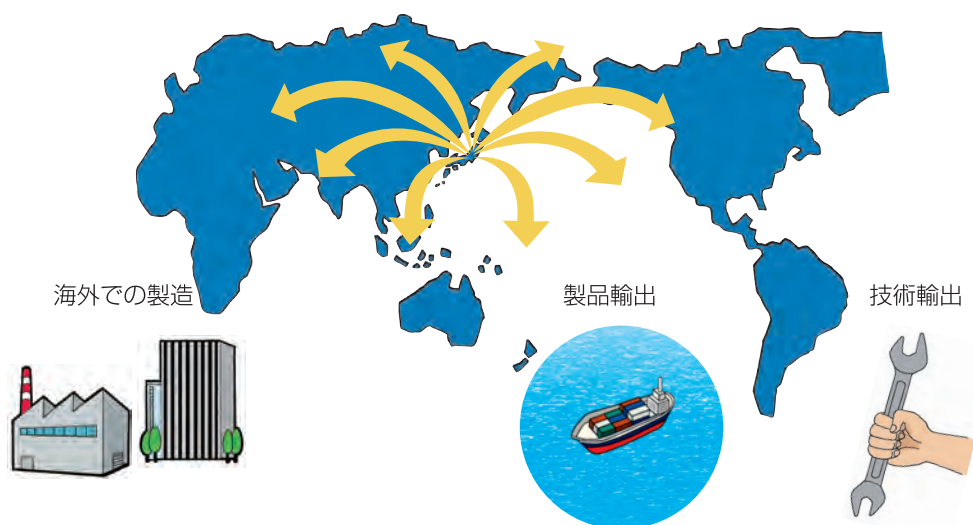
(1) 進出の目的

企業としての海外への進出、展開といっても製品輸出、技術輸出、現地での製造・販売など具体的にはいろいろな目的が考えられます。事業規模、事業計画、事業展開方法、事業成果などそれぞれについて十分に検討のうえ、進出の目的を明確にしておく必要があります。

(2) 進出する国、進出形態に合わせた備え

国の選び方（なぜその国か）に関しては、例えば、自社製品の有望な市場になり得る国や、国内の取引先が進出した国、海外取引先からの誘いに応じて、などが考えられます。現地の状況をよく調べ、また相手先もよく調べ、国としてのリスクも検討する必要があります。

海外進出の形態には、国内生産品の輸出、海外での自社製造や委託製造、技術供与等があります。また販売に関しても自社販売のほか代理店販売などいろいろなものが考えられます。これらの形態に基づき、国内・海外の商社利用による輸出、販売、自社の現地法人設立による販売、現地生産会社の設立、製造委託、技術供与などについて具体的体制や契約が必要となってきます。





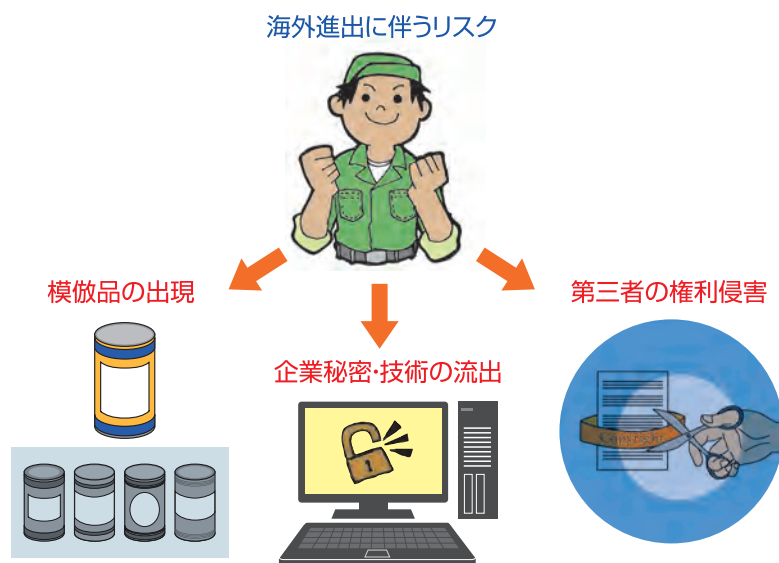
2 海外進出に伴う知的財産リスク

(1) 海外における知的財産リスクとは

海外進出における輸出又は現地製造に係わる製品、製造技術などが、どのような知的財産で保護できるのか、これを見誤るとせっかくの投資も含めた進出が無になりかねません。知的財産リスクの一例として、①知的財産に係る出願・登録がなされず保護が不十分、②出願はしたものの実体と合わない内容での出願・登録となっている、③相手国での調査不足により第三者の知的財産権を侵害する可能性がある、④模倣品の出回り、⑤企業秘密や技術情報の流出、などを挙げることができます。

(2) リスク回避、リスク管理の考え方

海外進出に伴うリスクを回避または軽減するために重要なことは、自ら対応できるものはきちんとその対応を検討し実施していくことです。最も重要なのが海外での事業展開に必要な知的財産の出願と登録です。また当事者間で結ぶ契約も重要なものの一つです。リスクをきちんと認識し、常日頃から情報収集に気を配り、その結果を事業・経営に反映させていくリスク管理が求められます。



3 知的財産の出願と登録

(1) 外国出願はなぜ必要か

知的財産権は各国毎に独立であり、日本の知的財産権は、著作権を除き、外国では何の権利も生じません。したがって、製品の輸出や、外国での現地製造がある場合には、その国々で特許等の知的財産権を取得しておかないと、その国で競合メーカに模倣されても、権利主張できません。外国で特許等の知的財産権を取得すれば、その国に製造拠点や市場を持つ競合メーカに対して、侵害品の製造や販売の差止め、損害賠償の請求、実施料の徴収等ができます。

(2) どの国へ出願するか

外国での将来の事業計画に合わせて慎重に出願国を選定します。たとえば、知的財産を使用している自社製品の輸出や製造拠点のある国、競合メーカが製造拠点や市場を有している国、知的財産をライセンス（知的財産権の使用を許諾すること）する可能性が高い企業等のある国などを選定します。また、出願しただけでは意味がないので、審査期間が過度に長くないか、裁判等で公正・迅速な救済が受けられる国かどうかというのも選択基準の一つです。

(3) 外国出願の決定時期

特許の場合、国内出願の決定と同時に外国出願を決定する場合もありますが、遅くとも国内出願から12月以内に決定すべきです。日本に特許出願してから12か月以内にパリ条約の優先権を主張して外国出願した場合、外国においても先の日本出願日が優先日として認められます。なお、優先権主張は、特許、実用新案が12か月、意匠、商標が6か月となっています。

パリ条約について

パリ条約は、特許・実用新案・意匠・商標・サービスマーク・商号・原産地表示・原産地名称・不正競争の防止といった工業所有権の国際的保護を図ることを目的として1883年にパリで締結されました。主な特徴として、内国民待遇の原則、優先権制度、各国特許独立の原則があります。パリ条約では、日本で最初に出願して、一定期間（特許・実用新案の場合は12か月以内、意匠・商標の場合は6か月以内）にパリ条約加盟国（170か国以上が加盟）に出願すれば、日本で出願した日にあたかも外国で出願したとみなされる優先権が認められています。すなわち、日本での国内出願日を基準として、各同盟国で新規性、進歩性の判断がされます。内国民待遇の原則とは、相手国民に自国民と同じ待遇を与えることをいい、各国特許独立の原則とは、特許権の成立、効力等が国ごとに独立であって他国の変動に影響を受けないことをいいます。

4 ライセンス契約

(1) ライセンス契約にあたっての留意点

事業の海外展開においては、進出の形態に合わせて特許等の技術ライセンスや商標ライセンスが必要になる場合があります。ライセンス契約は知的財産を活かす手段でもあり目的にもなります。

技術ライセンスの場合、ノウハウの扱いに留意する必要があります。技術供与側（ライセンサー）の立場であれば、意図せぬ技術流出が生じぬよう、出すべき情報と出さざるべき情報を明確に区別することが重要です。そのうえで出すノウハウ情報に関しては、技術受入側（ライセンシー）に対して秘密管理の徹底を期すようにしなければなりません。具体的な対応例としては、当該ノウハウの保管場所を設定し、管理者やアクセス権の制限を求めることなどが挙げられます。もちろん、いかなる場合にも契約締結が済めば終わりではなく、契約条件が正しく履行されているか等の事後の管理が重要であることも認識しておきましょう。同様に商標ライセンスの場合も登録商標の使用管理をライセンサーが主体的にできるようにすることが肝要です。

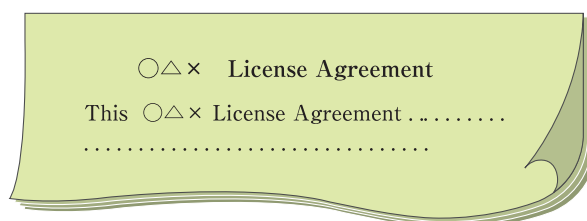
(2) 各国法律との関係

ライセンス契約の内容はその国の法律にとって適法であることが求められます。あなたの会社がライセンサーの立場にある場合、権利は最大限に生かしつつ過大な義務（リスク）を負うことは避けたいと考えるのは当然のことなのですが、違法な契約は無効になってしまいます。一般的に新興国においては、ライセンシーである現地企業の保護が優先されていると考えておくべきでしょう。

また、ライセンス契約の登録や許認可が必要な国もあります。例えば中国やタイではライセンス登録をしておかないと、契約が無効になったり、あるいは得られたロイヤルティを日本に送金することができなくなる恐れがあります。

(3) 専門家に相談しよう

上記のような国ごとの事情もありますし、そもそも不慣れな英文契約書に戸惑うこともあるかもしれません。重要事項を見落として締結した契約により不利益をこうむるといったことがないように、契約にあたっては原案作成の段階から弁護士等の専門家に相談しましょう。



5 模倣品対策について

(1) 模倣品対策はなぜ必要か

模倣被害としては、自社製品の市場が侵され、売上げや利益が減少し、市場シェアも減少し、自社製品と間違えた顧客からのクレームも増加し、製品の信用と信頼を低下させ、あるいはブランド価値と信頼を低下させる、といったことを生じさせます。

したがって、企業としての信用を維持し、ブランドの価値と信用を維持し、顧客を守り、製品販売の維持による売上げと利益を確保するために、権利を活用してしっかりとした対策をとる必要があります。

(2) 模倣品が見つかったらどうする

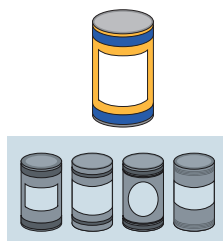
模倣品を見つけたら、可及的速やかにその対応を検討してください。時間をおけばおくほど被害が拡大し、その後の対応がとりにくくなりかねません。初めに模倣品と思われるものの確認、自社権利の再確認、対応の検討などが必要です。

模倣品対策のポイント

- ① 模倣品の発見に目を光らせよう
- ② 模倣品、販売者、製造者の確認をしよう
- ③ 自社権利の確認をしよう
- ④ 対応策の検討をしよう
 - ー 模倣品関係者との交渉はどうする
 - ー 具体的な法的手続きはどうとる

★模倣対策などでの証拠集めで注意するところは…

ある程度の数量の証拠品の収集に際しては、相手方にわからないようにしなければなりませんので、自社や権利者の名前、真正品取扱者の名前などを使用せず、第三者の名前で購入するなどの注意が必要となります。



6 万が一、警告を受けたら

権利者側からの警告などは突然送られてくるものです。速やかな対応が求められますが、冷静に落ち着いて対応する必要があります。早急に社内関係部署と連携し、警告者は誰なのか、警告対象とされた自社の商品・技術は何か、警告者の要求は何か、その要求・主張は妥当なものなのか、権利行使を受けた場合に受ける被害はどのようなものか、顧客等への影響は、等について早急に検討しなければなりません。現地事情に詳しい弁理士や弁護士への早めの相談が望まれます。

警告対応のポイント

(1) 警告内容と権利について（早急に社内関係部署の連携を図りましょう！）

- ① 警告書の内容を確認する
- ② 相手の権利（種類、存続等）を確認する
- ③ 自社実施技術を確認する
 - － 売上額等の実施状況
 - － 顧客等への影響
- ④ 警告者の実施の有無を確認する

(2) 権利の侵害性について（専門家への相談が望まれます！）

- ① 権利の有効性を調査する
- ② 侵害の有無を確認する
- ③ 侵害と判断される場合、その対応策の検討
 - － 侵害回避は可能か
 - － 実施許諾を受ける可能性はあるか
 - － 特許無効化の可能性はあるか

(3) 上記結果に基づく回答方針、交渉方針の検討

(4) 訴訟への対応（権利者からの訴訟提起があった場合）

- ① 反論のための証拠集め、社内各部門の協力体制作り、現地弁護士の確保
- ② 権利者側への対抗措置（無効審判、差止請求権等不存在の確認訴訟）

7 海外における知的財産管理上の留意点

(1) 第三者の知的財産権利を侵害しないために

他社の知的財産権利を侵害することなく自社の事業を展開するということは非常に重要なことです。そのためには、海外進出する前に十分な調査を行う必要があります。進出国での個別の調査は時間と費用のかかることではありますが、最初にきちんと押さえておかなければ、後日事業撤退といった悲劇に見舞われることにもなりかねません。日頃から他社特許には注意を払っていただきたいと思います。

(2) 他社及び市場情報の収集

競合する他社については、業界の中で特定できる場合が多いと思いますので、その特定された相手企業の情報を収集することになります。市場については、業界新聞・雑誌、インターネット、調査会社レポートなどでの調査ということになります。さらに、市場や事業の大きさ、競合企業の動向などによっては、現地での調査が必要な場合もあります。具体的には、国内外の特許事務所や調査会社へ依頼することになります。

(3) 現地の知的財産に関する情報の収集

自社の知的財産を十分に活用するためには、現地の知的財産に関する法制度、その適用、裁判制度などの情報を正確に認識しておく必要があります。具体的には、法律などについては特許庁のホームページから外国知的財産情報として各国の日本語訳のものを入手できます。もちろん各国の特許庁などのホームページでも入手できます。

(4) 展示会出展に際して注意することは

事前にいろいろ対策を講じておく必要がありますが、出展の目的を明確にして、事業展開の絵をしっかりと描きましょう。出展物の特定もきちんとしましょう。そして、社名や出展物に係る商品名などについて知的財産の確保をするようにしましょう。

展示会場での質疑応答にも注意を払いましょう。自社の秘密情報の確認をしたうえで開示できるものとできないものを確認しておきましょう。

それと同時に、他社の知的財産権を侵害していないかの調査も重要です。

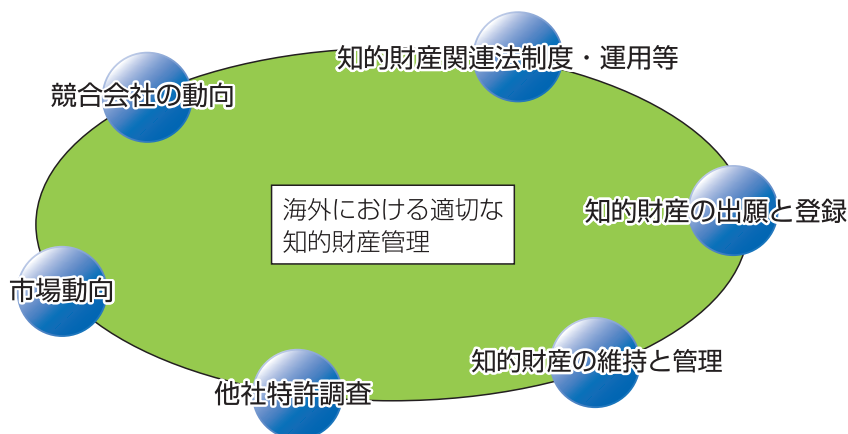
（５）現地進出後に現地で発明が生まれたらどうすればいいの

企業の多くは、国内で発明を奨励するための発明奨励の仕組みを有していることでしょう。外国においても従業員による発明制度についての法的な保護を設けている国が少なくありません。しかしながら、発明奨励は、各企業独自の仕組みによるものといえます。

国内ではすでに社内規則として、従業員就業規則、発明・考案取扱規定などにより、いわゆる職務発明といわれるものも含めて規定している場合が多いでしょう。海外進出にあたっては、各国におけるその法的制度の中で、知的財産戦略の一つとして発明奨励の仕組みを構築し、知的財産を重要な資源・資産として位置付ける必要があります。職務発明については、権利（特許を受ける権利）の原始的帰属及び使用者への譲渡方法、発明奨励の方法・程度・対価額の算定方法、発明奨励の時期と発明者等へのインセンティブなどいろいろ考慮する必要があります。

（６）現地に精通した代理人に相談しよう

法律的内容は各国により大きな差があるわけではありませんが、行政手続きや司法判断などの運用部分では各国の特異性が見受けられる場合が多いので、各国の弁護士などの専門家の意見を確認しながら対処することが好ましいといえます。



それぞれの知的財産対応

ここからは各種知的財産ごとに、その海外対応について簡単に紹介します。本冊子の姉妹編である「海外知的財産マニュアル（詳細版）」（東京都知的財産総合センターのHPに掲載）には、制度や手続きについてより詳しい情報を記載していますので併せてご利用ください。

1 特許

（１）発明の選定、出願国の選定

①どのような発明を外国特許出願するか

原則として、特許性があり、他社の実施可能性が高く、他社の実施規模が大きいものを外国出願すべきです。なお、日本では進歩性が低く権利化困難と思われる発明でも外国では権利化可能な場合があるので注意が必要です。

また、発明を適用した製品を自社で現地製造する場合、現地の会社へ技術供与する場合など特殊事情がある場合はその発明を外国特許出願すべきです。

②どの国へ特許出願するか

発明技術の国際性を考慮します。もっぱら日本国内だけで使われる技術は日本のみで権利化すれば十分であり外国出願するメリットはありません。発明の重要度の高いものほど、幅広く出願国を選定します。

具体的には、その発明を使用している自社製品の輸出や現地製造のある国、競合メーカが製造拠点や市場を有している国の中から選定します。また、発明技術をライセンスする可能性が高い国も選定します。

（２）出願の仕方

特許の外国出願には大きく分けて以下の２つの出願方法があります。

①直接出願

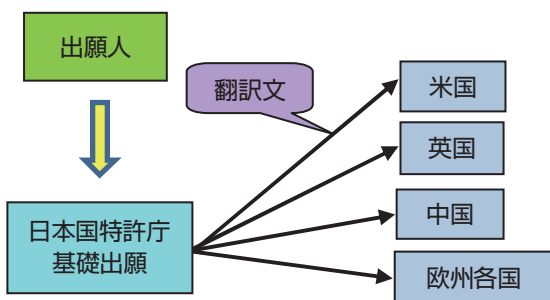
外国の特許庁に個別に出願する方法です。優先権主張によりパリ条約加盟国へ日本の基礎出願日から１年以内に出願する場合と、優先権主張せずに各国へ出願する場合があります。

②特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）を利用した出願

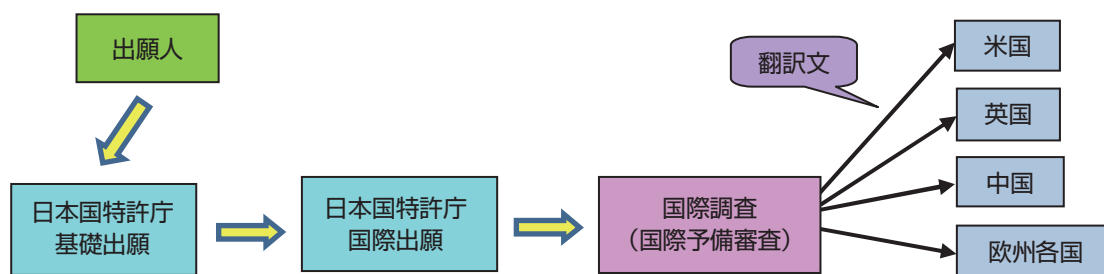
優先権主張の有無にかかわらず全ての加盟国を指定国とし、日本特許庁へ出願する方法です。日本語で出願可能です。PCTの目的は特許出願の手続き面における協力です。パリ条約に代わるものではなく、それをさらに踏み込んで外国出願の便宜を図ったものです。



◎直接出願（日本基礎出願を優先権主張した場合）



◎PCTを利用した出願（日本基礎出願を優先権主張した場合）



(3) PCT 出願手続き

PCT 出願の手続きについてもう少し詳しく説明します。PCT による国際出願は、所定の言語で作成した出願書類を所定の管轄受理官庁に提出します。一つの出願を一つの国に提出すれば、すべての PCT 加盟国を指定したものとみなされます。国際出願は各国の国内出願の束となります。国際調査が行われ、その結果は国際調査報告書に記載されます。出願人が任意に選択できますが、国際予備審査が出願人の請求により行われます。その場合、所定の管轄国際予備審査機関が国際予備審査を行い、国際予備審査報告を作成します。各国の国内段階への移行は、原則最初の出願日（優先日）から 30 か月以内に翻訳文を提出することにより行われます。猶予期間内に発明の事業化可能性等を再評価し、権利化が必要な国のみを選定します。PCT は、国際特許という世界統一の権利を与えるものではありません。最終的には権利化の判断は各国特許庁によって行われます。

PCT 出願のメリット

- PCT 加盟国全てに有効な国際出願日を確保できます。
- 自国の言語・統一の様式で自国特許庁に出願できます。
- 原則優先日から 30 か月という時間的余裕の中で国内移行するか判断でき、権利化が必要な国のみを選定できます。
- 先行技術調査の結果（国際調査報告・見解書）が取得でき、補正の要否や国内移行するかしないかの判断に利用することができます。

＊注意：権利化の判断を行うのは各国特許庁であり、国際（PCT）段階で出された見解等を参照するか否か、重要視するか否かは各国特許庁に委ねられています。また進歩性など特許性の判断は各国ごとに異なることがあります。このため、国際調査報告で特許性に関して否定的な見解が出された場合でも、請求の範囲の補正を行うか否か、さらに国際予備審査請求を行って請求の範囲とともに明細書の補正を行うか否か、については慎重に判断すべきです。特に、より強い（広い）権利を取ろうとする場合には国際段階での早計な補正は避けたほうがよいでしょう。国内段階移行後のオフィスアクションを見てからの補正でも十分に合います。

PCT 出願のデメリット

- 権利化したい国が少ない場合、PCT 出願の方が直接出願より経費が多くかかる場合があります。
- 国際段階を経るため、その分、権利化が遅くなる可能性があります。
- 条約、規則、実施細則等多くの PCT 独自の手続きに従うとともに、権利を取得したい国の手続きにも従わなければなりません。

（４）欧州への特許出願の仕方

欧州各国への出願と欧州特許条約（EPC：European Patent Convention）に基づく出願が選択できます。

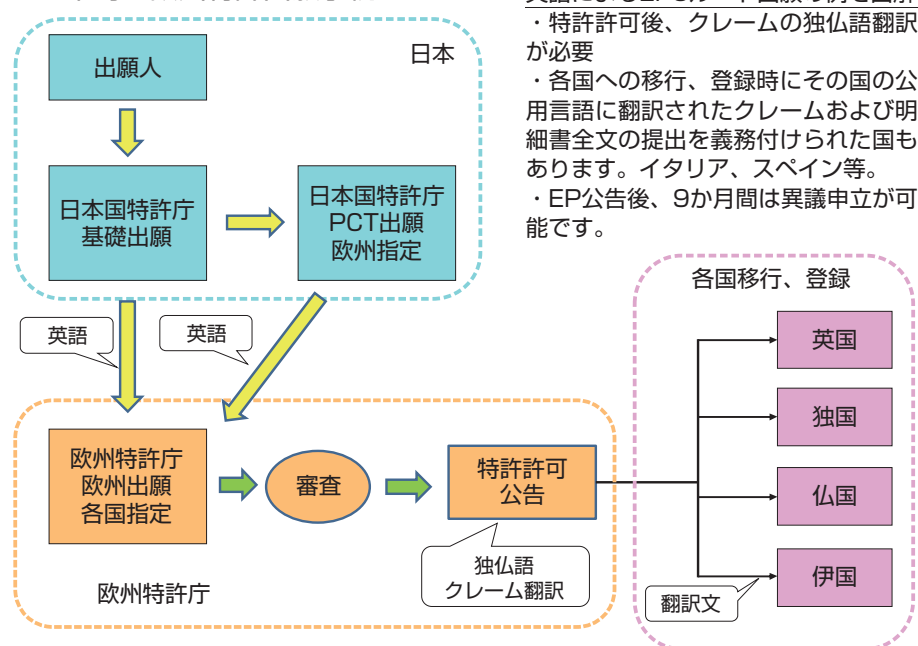
①各国ごとの出願

優先日より 12 か月以内に各国語に翻訳して出願します。審査主義国と無審査主義国があり、また各国ごとに審査期間、審査請求期間が異なります。異議申立制度も国により異なります。早い権利化を求める場合は適しています。

②欧州特許条約（EPC）ルートによる出願

EPC は、発明の保護に関する欧州諸国間の協力を強化することを目的に、特許を付与する手続を一本化したものです。優先日より 12 か月以内にいずれかの公用語（英語、独語、仏語）により欧州特許庁（EPO）に出願します。EPO は、出願受理、調査、審査、特許付与までを行い、付与された特許は、加盟各国に移行し、自国内特許と同様な効果を持ちます。審査請求は、サーチレポート公開日から 6 か月以内です。審査期間は約 3 年です。異議申立制度があります。国により特許付与後の各国移行時に各国語への翻訳文の提出義務があります。

◎基本的な欧州特許出願手続き



(5) 外国特許出願におけるその他の注意点

①審査請求制度の採用国

日本、中国、韓国、ドイツ等審査請求制度を採用する国は多くあります。審査請求期間は国により異なり、日本は出願日から3年、中国は優先日から3年、韓国は出願日から5年、ドイツは出願日から7年等となっています。一方、米国は審査請求制度を採用せず、全ての出願が審査されます。

②新規性喪失の例外、グレースピリオド

日本、中国、韓国等は新規性喪失の例外規定（発明の公表後に特許出願しても新規性が喪失しない）がありますが、適用される条件は国により異なります。例えば、中国は中国政府主催または事前に認められた国際展示会や学術・技術会議等と極めて限られた公表内容しか適用対象となりません。なお、米国では1年間のグレースピリオド（発明の公表から特許出願するまでの猶予期間）を認めています。

③先使用权制度

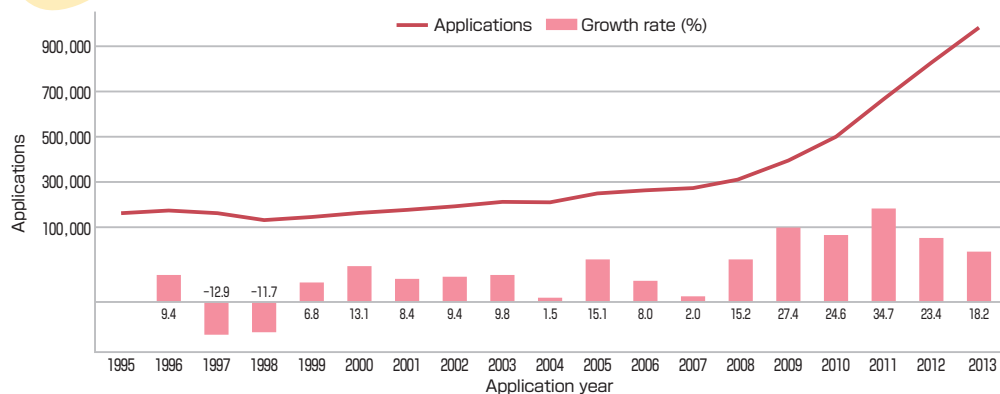
その国における他社の特許出願日時点でその国における事業の実施または準備等の立証があれば無償の通常実施権が認められる、先使用权制度または類似の制度は、ほとんどの国にあります。しかし、先使用权が認められる要件（実施または実施の準備が要件となっているか等）、先使用权が認められる範囲（実施規模の拡大、実施行為の変更、が認められるか等）は国により異なりますので、注意が必要です。

2 実用新案

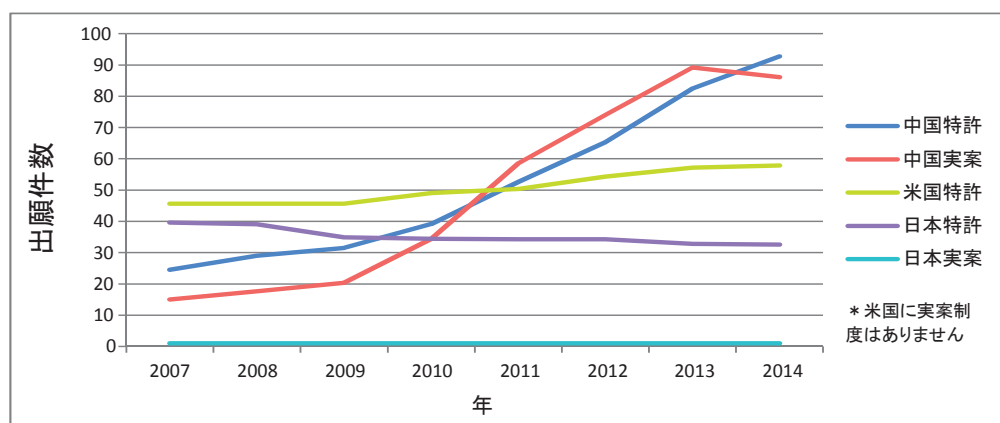
特許は、自然法則を利用した創作（発明）のうち比較的高度なものに与えられるものですが、それほど高度でなくても産業上利用できて役に立つものが私たちの身の回りには多くあるはずです。このような創作は実用新案あるいは小発明などと呼ばれ、保護の対象や内容は異なりますが、特許と同様に多くの国で保護されています。

（１）海外における実用新案の出願推移

日本における近年の実用新案登録出願件数は１万件を下回る状況ですが、海外の実用新案の出願件数（WIPOによる60カ国・地域の合計）は近年急増しています（図参照）。この急増の原因は中国にあります。知財強化の国策を背景に、特許ほど高度な進歩性を必要とせず、比較的簡単に安い費用で登録可能なこと等が実用新案の出願が伸びた原因と考えられています。これらの実用新案は、近年、中国に進出する外国企業にとっても大きな脅威になりつつあります。



世界の実用新案出願動向（WIPOの2014データベースより）



近年の日米中の特実出願件数の比較

（２）中国の実用新案制度

世界の中で実用新案出願が突出する中国の実用新案制度について紹介しておきましょう。（中国以外の国の実用新案制度については「海外知的財産マニュアル（詳細版）」を参照ください。）

保護対象は、物品の形状、構造、またはその組み合わせで実用に適した新しい技術とされ、保護期間は出願後 10 年間です。また、方式審査のみで実体審査なしに登録される等、日本の実用新案制度と共通する点が目立ちますが、実際の運用においては大きな違いもあるので注意が必要です。

登録要件は、①新規性、②進歩性、③実用性であるとされ、進歩性は前述の通り特許ほどの高度性を求められません。このため、一度登録された実用新案を無効にするのは日本より難しいということに留意する必要があります。さらに、実用新案権に基づいて権利行使を行う際に、日本では予め技術評価書を取得（実質的な実体審査）して有効性を確認する義務がありますが、中国ではその義務はありません。実用新案権に基づく権利行使は増加傾向です。

このように実用新案は中国に進出する企業にとって一つの脅威にはなっていますが、その制度をよく知った上で活用すれば、進出する外国企業にとっても効果的な武器になり得ます。その技術内容（進歩性の高低、製品寿命の長短等）により特許出願と実用新案出願の使い分けも効果的です。

さらに日本では認められていませんが、中国では特許と実用新案の併願が可能です。ただし、特許権と実用新案権の両方を同時に保有することはできません。実用新案権の早期登録（通常 1 年以内）で他社を牽制し、特許登録時には特許を選択（実用新案権を放棄）してより長期の権利を確保するということが可能になります。

（表） 日中の実用新案制度の比較

	中国	日本
保護対象	物品の形状、構造またはその組み合わせ	物品の形状、構造またはその組み合わせ
登録要件	新規性、進歩性、実用性	新規性、進歩性、産業上の利用性
保護期間	出願から 10 年	出願から 10 年
登録前の実体審査	なし	なし
特許と実案の併願	可	不可
特許と実案の出願変更	不可	可
権利行使前の技術評価書の提出義務	なし	あり

3 商 標

(1) 商標制度の特徴

今まで使用をしてきた社名商標などを外国でも登録をしたいものですが、既に他社が商標登録をしているかもしれません。

商標は特許や意匠とは違い、商品販売後であってもその国に登録をしていなかったら、他社であっても登録が可能です。

このように、商標は国ごとに使用や登録ができるかなどを商品販売前に商標調査をしておかないと、他社商標権を侵害して商品販売を中止させられるなど思わぬ事業リスクや無駄な出願となることがあります。

(2) 出願の仕方

①出願の仕方

各国ごとに直接出願をする方法と(3)で述べるマドプロや欧州共同体商標などの国際出願を利用する方法とがあります。

国際出願の利用にはメリットやデメリットがありますので、メリットを最大限に享受できるように、デメリットとなりそうな商標や国には直接出願を選択するのも賢い国際出願の仕方と考えます。

商標も外国出願の際にパリ条約に基づく優先権主張は可能ですが、主張期間は日本出願から6か月以内で、特許の12か月と比べると期間が短いので注意してください。

②出願で注意すべき点

外国では指定商品の記載方法は日本とは大きく違いますので注意が必要です。日本のような包括的な表現(例えば、被服)を認める国は少なく具体的な個別商品名(例えば、セーター、ワイシャツ)での指定商品の記載が必要です。マドプロを利用して国際出願をする場合にも同じです。

また、国によっては商品概念が違ったり、米国や中国などのように独特な指定商品の記載が要求される国もありますので注意してください。

以下は一例です。

(日本) 第25類「被服」

洋服、和服、下着、寝間着の他に、子供服、ベビー服、靴下、帽子、手袋、ネクタイ、マフラー、レインコートなど広範なものが含まれる

(中国) 第25類「被服」

「ベビー服、靴下、帽子、手袋、ネクタイ、マフラー、レインコート」は含まれない

*ベビー服は子供服と備考類似

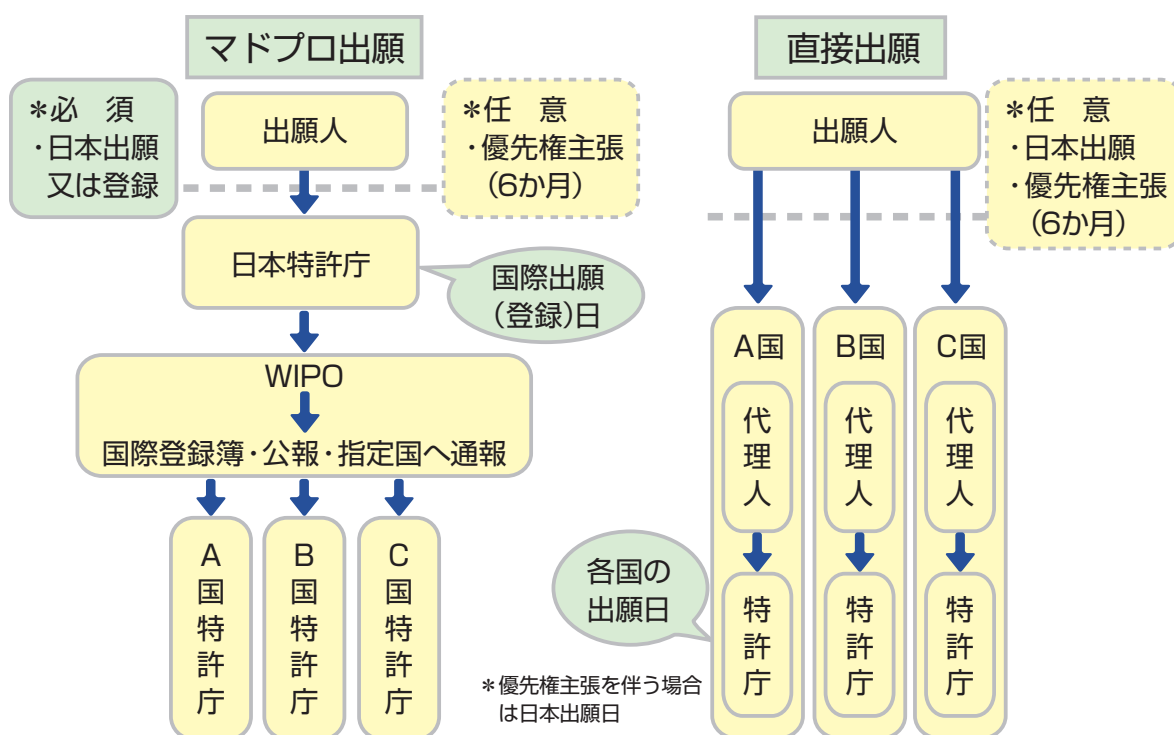
(韓国) 第25類「被服(衣類)」

「帽子」は含まれない

外国（特に米国や中国など）へ出願をする際には権利化をしたい具体的な個別商品のリストと共にその用途や一般名称などがわかるカタログやホームページなどを基に指定商品の記載方法などを代理人と打ち合わせをされることを勧めます。

（3）マドプロ

「マドプロ」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書（protocol / プロトコル）」の通称で、現在 90 か国以上が加盟しています。国際事務局は WIPO（世界知的所有権機関、スイス・ジュネーブ）です。



マドプロのメリット

- 日本出願又は登録を基礎として日本特許庁に国際出願をすれば、各国ごとの出願手続き、翻訳や現地代理人が不要となり手続きの簡素化や経費削減（出願国の選択は可能、書類や通信は英語）。
- 審査国での審査期間が 12 又は 18 か月以内と保証される。
- 権利は単一で、登録後の更新や名義変更などは WIPO に手続きをするのみ。
- 欧州出願において（4）に述べる EUTM（欧州連合商標）も指定できる。
- 国際出願後でも指定国や区分・指定商品の追加（拡張）が可能。

マドプロのデメリット

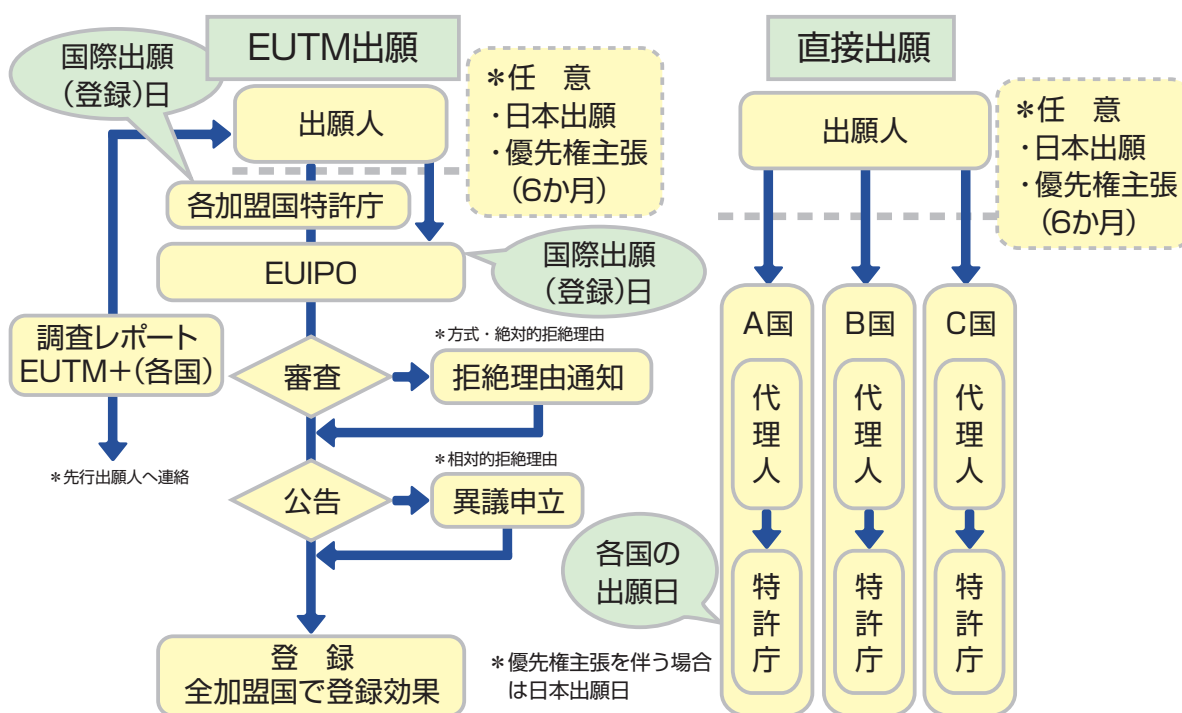
- 国際出願の商標は日本出願の商標と同一書体で、指定商品も日本出願の指定商品に含まれるものしか認められないため、国際出願を前提とした日本出願の見直しが必要となる。
- 日本出願が登録とはならなかったり、登録後5年までに無効となると国際出願も無効となる従属性（セントラルアタック）があるので、日本出願の出願の際には確実に登録となるように商標調査や出願方法には注意が必要。国際出願は各国直接出願に移行も可能だが費用が高額となることもある。
- 米国やフィリピンにおける使用宣誓書のように WIPO ではなく直接現地特許庁に提出しなければならない手続きもある。

（４）欧州連合商標（EUTM、旧 CTM）

商標の法的保護に関する 1993 年 12 月 20 日の欧州議会及び理事会指令 40/94/EC に基づき設立された欧州連合域内商標登録制度のことを、「欧州連合商標（European Union Trade Mark）」や「CTM」と通称されています。

欧州連合は現在 28 か国が加盟していますが、CTM は日本のように非加盟国でも利用できます。国際事務局は EUIPO（欧州連合知的財産庁、スペイン・アリカンテ）です。





欧州連合商標 (EUTM) のメリット

- 1件の出願で加盟28か国を一括して保護され、各国ごとへの出願手続き、翻訳や現地代理人も不要となり手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択は不可）。
- 権利は単一で登録後の更新や名義変更などはEUIPOに手続きをするのみ。
- 加盟国1か国での商標使用があれば例え他の加盟国で商標が不使用でも不使用取消を免れる。
- 加盟国が出願後に増えた場合にも原則として自動拡張。
- EUTMは各国内の商標権になんら影響を及ぼさない。

欧州連合商標 (EUTM) のデメリット

- 加盟国全域（現在28か国が加盟し公用語だけでも22以上の多言語）における登録性が要求されるため、例えばマイナーな言語では識別性がない、ある1か国では類似商標登録が存在することで出願が拒絶となるため、直接出願より拒絶や異議申立を受ける可能性が高くなる。
- 出願は1件なので拒絶となると加盟国全域における出願がなくなってしまう。途中から直接出願に移行も可能だが費用が高額となることがある。
- 登録後において登録の無効や取消が確定した場合には、登録は1件なので全地域での登録がなくなってしまう（登録後は各国個別登録への移行はできない）。

4 意匠

(1) 意匠制度の特徴

意匠は出願審査において特許と同じように新規性を要求されます。従って、世界中のいずれかの国で発表や商品販売をすると自分自身も含めて他社もその意匠は登録ができなくなりますので、発表や商品販売前に出願をすることを勧めます。

(2) 出願の仕方

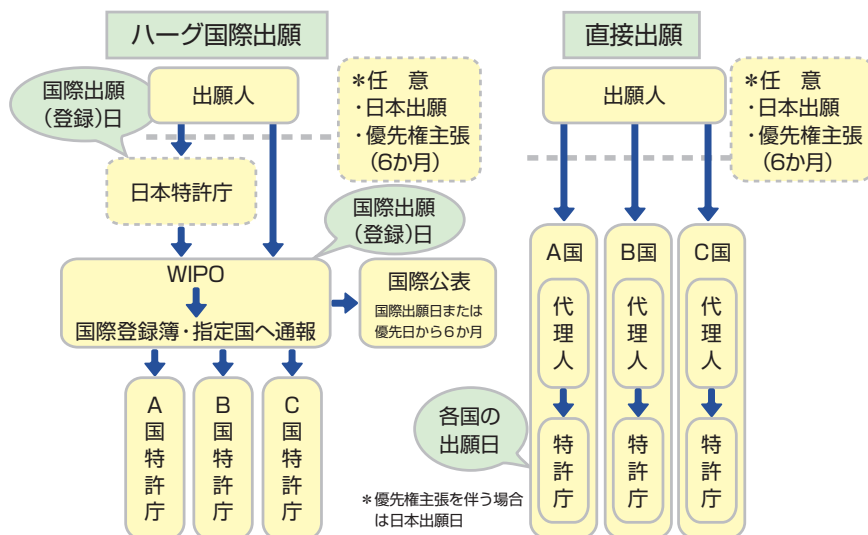
各国ごとに直接出願をする方法と以下のような意匠ハーグ協定や欧州共同体意匠などの国際出願を利用する方法とがあります。

国際出願の利用にはメリットやデメリットがありますので、メリットを最大限に享受できるように、デメリットとなりそうな意匠や国には直接出願を選択するのも賢い国際出願の仕方と考えます。

意匠も外国出願の際にパリ条約に基づく優先権主張は可能ですが、主張期間は日本出願から6か月以内で、特許の12か月と比べると期間が短いので注意してください。

(3) 意匠ハーグ協定

意匠の国際寄託に関する1925年に締結されたハーグ協定は、手続きの統一・簡素化に関する条約で、意匠の定義、登録要件や存続期間などは各加盟国の規定によります。ハーグ協定は「ロンドンアクト」、「ハーグアクト」、「ジュネーブアクト」の3つのアクト（改正協定）からなりますが、このマニュアルでは日本が加盟する「ジュネーブアクト」を説明します。国際事務局はWIPO（世界知的所有権機関、スイス・ジュネーブ）です。



ハーグ協定のメリット

- 1 通の願書・図面を WIPO（日本特許庁経由も可）に提出すれば複数国に出願をしたこととなり、各国ごとの出願手続き、翻訳や現地代理人が不要となり手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択も可能、書類や通信は英語等）。
- 同一のロカルノ国際分類内ならば最大 100 個の意匠が 1 通の願書で出願可能。
* 意匠ハーグ協定や欧州共同体意匠では、願書にロカルノ国際分類の記載が必要です。
- 審査期間が明確となる（無審査国：6 か月以内、審査国：12 か月以内）。
- 欧州出願において欧州共同体意匠（CD）も指定できる。
- 年金納付や移転等の手続きは WIPO のみでいい。
- 登録無効は当該国のみが無効となり国際登録自体は有効なためダメージが少ない。

ハーグ協定のデメリット

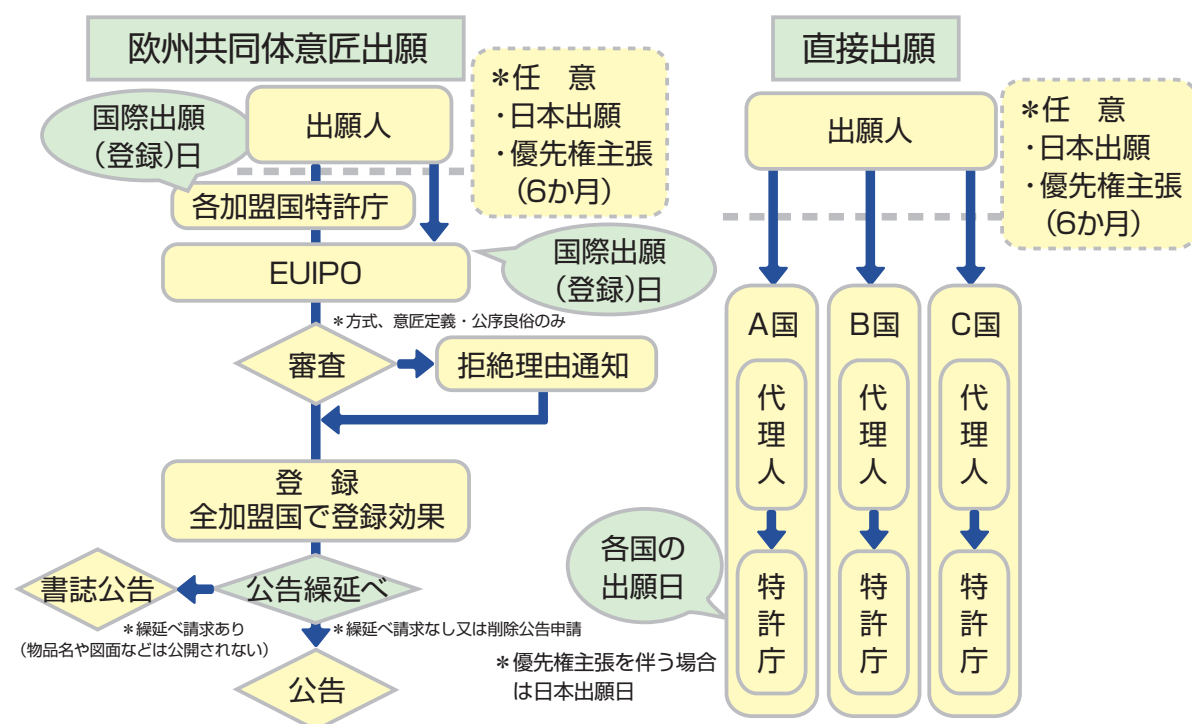
- 出願日または優先日から 6 か月で国際公表されてしまう
* 国際公表を最大で 30 か月延期とする公表繰延べ（秘密意匠）もあります。加盟国には公表繰延べの禁止や公報掲載制限期間の短期化を宣言している国もあります。これらの国が指定国に含まれていると、公表繰延べを請求していても最短の国に合わせて早期に公表されてしまうので、出願の際には指定国の選択が重要です。
- 拒絶理由の内容は WIPO 登録簿に登録されて公開されるので、その審査結果を根拠に他国において拒絶や無効とされることが考えられる。今後、審査国の加盟が増えるのでこれらの国を指定国から外して直接出願に切り替えることも検討する必要がある。

(4) 欧州共同体意匠

意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 98/71/EC で設立された欧州連合域内意匠登録制度のことを「欧州共同体意匠（Community Design）」や「CD」と通称されています。

欧州共同体意匠は、出願をすることが必要な「登録欧州共同体意匠（Registered Community Design、通称「RCD」）」と出願をすることなく一定の要件で保護がされる「無登録欧州共同体意匠（Unregistered Community Design、通称「UCD」）」との二本立ての制度となっています。

欧州連合は現在 28 か国が加盟していますが、日本のような非加盟国でも欧州共同体意匠は利用できます。国際事務局は EUIPO（欧州連合知的財産庁、スペイン・アリカンテ）です。



登録欧州共同体意匠（RCD）のメリット

- 1 件の出願で加盟 28 か国を一括して保護でき、権利は単一で登録後の年金納付や名義変更なども EUIPO に手続きをすればいいので手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択は不可）
- 多意匠 1 出願（Multiple Application）に件数割引があるので経費削減。
意匠 1 件目：350 ユーロ / 件、2～10 件目：175 ユーロ / 件、11 件目～：80 ユーロ / 件
* 公告費込、年金は 1 意匠ごとに納付可否の選択可能
- 最大 30 か月まで公告繰り延べ（秘密意匠）が可能。
- 出願日又は優先日から 12 か月のグレースピリオド（公表から出願までの猶予期間）が認められるので公表後でも権利化が可能。
- 1 件の出願で同様な形態からなる全ての製品（物品）で保護が原則されたことになるので広範なデザイン保護が可能。図案化された商標や著作物の補助的な保護としても利用が可能。
- 出願をすることなく一定の要件で保護される「無登録共同体意匠（UCD）」が意匠制度に併存。

登録欧州共同体意匠（RCD）のデメリット

- 登録は 1 件なので、登録が無効や取消となると加盟国全域での登録が無くなってしまいう（商標 EUTM のように加盟国国内出願への移行は不可）。
- 通常の使用状態で外から見えない製品や部品などの意匠は登録できない。
- 修理用部品（スペアパーツ）の意匠は登録はできるが修理目的のための製造や販売には効力は及ばない

(5) 外国意匠出願におけるその他の留意点

①秘密意匠（公表、公開または公告繰延べ）

日本、欧州やハーグ協定ではこれらの制度は導入されていますが米国や中国では導入されていないので出願のタイミングコントロールが必要となりますので注意が必要です。

またハーグ協定では指定国に公表繰延べを認めていない国や公報掲載の制限期間が短い国が含まれていた場合には、これらの国が優先されて公表繰延べが適用されなかったり、最も短い期間の終了後に公報掲載により公表されてしまいます。出願の際にはこれら国は指定国から外すなどの選択が必要となりますので注意が必要です。

②新規性喪失の例外

日本では意匠を公表しても6か月以内に出席と証明書（出席後 30 日以内）を提出すれば新規性が喪失しないとする新規性喪失の例外規定があります。

しかしながら、海外の途上国では適用条件が限定的だったり、適用期間が短い傾向にあります。例えば、中国では適用期間は日本と同じ6か月以内ですが、適用条件が中国政府主催または事前に認められた国際展示会や学術・技術会議等と極めて限られた公表しか適用とはなりません。

一方、米国や欧州共同体意匠などではグレースピリオド（公表から出席までの猶予期間）が認められており、出席日だけでなく優先日から適用期間（12 か月）を起算し証明書の提出も不要と、極めて緩い規程です。

新規性喪失の例外やグレースピリオドを公表から出席までの猶予期間として捉えて利用することもできますが、一方、新規性の喪失は大きなリスクを伴いますので、これらの規定に頼らずに、展示や販売などの前に出席を済ませておくことを勧めます。またやむなく適用を利用する際には国ごとに適用条件や手続きが違っていたり、変更されていることもありますので現地代理人などに事前相談することを勧めます。

③部分意匠

中国、アセアン諸国などは導入されていない国が多いため、これらの国に優先権主張を利用して出席をする際には、基礎とする日本出席を全体意匠とするなど、出席国の制度状況に対応した国内外出席の検討が必要となります。

5 著作権

(1) 進出国と著作権登録

海外進出に当たりアニメ、ゲーム等のコンテンツをどの国で販売するかはその国の人口構成、成長性、市場規模、文化の成熟度、競業コンテンツの状況等の検討が求められますが、進出国の著作権制度を把握することも重要な課題になります。

著作物の保護は国際条約「ベルヌ条約」が基本ですが、現在国連加盟国の約 85%（167 か国 2014.3）が加盟しています。加盟国はベルヌ条約を基に自国の著作権法を施行しているため、その国の著作権法の確認が重要です。

また、ベルヌ条約の基本は無方式主義で著作物を登録する必要はなく、加盟国間においては内国民待遇により保護されますが、海外展開する場合、進出国の著作権登録機関に登録することにより著作物のライセンス契約を交わす時や模倣等の紛争になった際、著作権者の権利帰属の証明として登録証書を使用することができます。

(2) 著作物保護の国際条約

著作物の利用は自国内だけでなく国外においても利用されるために各国は、各条約に加盟しそれぞれの著作物や実演、レコードなどの権利を保護しています。

著作物の保護には「ベルヌ条約」「万国著作権条約」「WIPO 著作権条約」などがあり、一方著作物を伝えた側の権利（著作隣接権）保護には「実演家等保護条約（ローマ条約）」「WIPO 実演・レコード条約」などがあります。以下に代表的な条約の概要を説明します。

①著作権条約

【ベルヌ条約】

この条約の正式名称は「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」で、名称のとおり文学的作品や美術的作品を保護する国際条約です。

1886 年スイスのベルンで創設され、日本は 1899 年に加盟し、現在 167 か国（2014 年 3 月時点）が加盟しています。

主な特徴は無方式主義、内国民待遇、遡及効等です。

【万国著作権条約】

この条約は 1952 年ジュネーブで作成され日本は 1956 年に加盟し、現在 100 か国（2014 年 3 月時点）が加盟しています。

主な特徴は方式主義、内国民待遇、不遡及等ですが、この条約の背景には米国など著作権の発生に登録や著作権者表示「©」等を必要とする制度（方式主義）を採用してきた国と、無方式主義で著作権を保護するベルヌ条約加盟国とを結ぶ架け橋的条約として作成された経緯がありました。この条約により無方式主義の著作物も米国など万国著作権条約加盟国において「©」等を表示することにより登録されているものとみなされ保護されることになりました。しかし、現在は米国をはじめ殆どの国がベルヌ条約に加盟し、無方式主義を採用しているため「©」等を表示する法律的な意味は余りありません。

【WIPO 著作権条約（WCT）】（著作権に関する世界知的所有権機関条約）

この条約は近年急速なデジタル化、ネットワーク化の進展に伴い情報関連技術の発展に対応する目的で創設された条約で、1996年12月に世界知的所有権機関（WIPO）の提唱により「WIPO 実演・レコード条約」と合わせて創設されました。日本は2000年6月に加盟、現在91か国（2014年3月時点）が加盟しています。

主な特徴はコンピュータプログラム保護、インタラクティブ送信権、技術的保護手段の回避、譲渡権、貸与権等です。

②著作隣接権条約

【実演家等保護条約】（ローマ条約）（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）

この条約はその名のとおり実演家やレコード製作者或いは放送事業者の著作物を保護する権利に関する国際条約で、略称は「実演家等保護条約」あるいは「ローマ条約」と呼ばれています。

1961年イタリアのローマにて作成され、日本は1989年に加盟し、現在92か国（2014年3月時点）が加盟しています。この条約は内国民待遇、不遡及が特徴です。

【WIPO 実演・レコード条約（WPPT）】（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）

情報技術のデジタル化・ネットワーク化の発達に対応すべき国際的な著作隣接権の保護を目的に、1996年12月に世界知的所有権機関（WIPO）において作成され、日本は2002年に加盟し、現在92か国（2014年3月時点）が加盟しています。

主な特徴は実演家の人格権保護、実演家及びレコード製作者のインターネット送信に係る権利、レコード製作者に係る権利保護期間の規定、技術的保護手段の回避に対する法的救済等です。

(3) 米中韓の著作権制度の概要

①米国：ベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 実演・レコード条約加盟



著作物定義	米国著作権法 101 条（定義）＊
著作物例示	言語著作物、音楽著作物（これに伴う歌詞を含む）、演劇著作物（これに伴う音楽を含む）、パントマイム及び舞踊の著作物、絵画・図形・彫刻の著作物、映画及びその他のオーディオビジュアルの著作物、録音物、建築著作物
保護期間	個人の著作物：1978.1.1 以降に創作された著作物は創作時から著作者の死後 70 年間 職務の著作物：最初の発行年から 95 年間
登録機関	米国著作権局

＊（出展：CRIC HP より http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#101）

②中国：ベルヌ条約、万国著作権条約、ローマ条約、WIPO 実演・レコード条約加盟



著作物定義	文学、芸術及び科学の分野における独創性を有し、且つ、ある種の有形的な形式で複製できる知的活動の成果物
著作物例示	文字著作物（小説、詩歌、散文、論文など）口述著作物（即興の演説、授業、法廷弁論など）、音楽著作物（歌曲、交響楽など）、演劇著作物（新劇、歌劇、地方劇など）、演芸著作物（漫才、語り物、太鼓伴奏の伝統歌謡、講談など）、舞踊著作物（連続した動作、姿勢及び表情などで思想感情を表現する著作物）、雑技芸術著作物（雑技、手品、曲芸など）、美術著作物、建築著作物（建築物又は構築物の形式で表現される審美的意義を有するもの）、撮影著作物、図形著作物、模型著作物、コンピュータソフトウェア、法律・行政法規に規定されるその他の著作物
保護期間	個人の著作物：創作から死後 50 年間 職務の著作物：最初の公表日から 50 年間
登録機関	国家版權局（ソフトウェア以外）版權保護センター（ソフトウェア）



③韓国：ベルヌ条約、万国著作権条約、ローマ条約、WIPO 実演・レコード条約加盟

著作物定義	人間の思想又は感情を表現した創作物
著作物例示	言語著作物（小説、詩、論文、講演、演説、脚本など）、音楽著作物、演劇著作物（演劇、舞踊、無言劇など）、美術著作物（絵画、書芸、彫刻、版画、工芸、応用美術著作物など）、建築著作物（建築物、建築模型、設計図面など）、写真著作物、図形著作物（地図、図表、設計図、略図、模型など）、コンピュータ・プログラム
保護期間	個人の著作物：創作から死後 70 年間 職務の著作物：最初の公表日から 50 年間
登録機関	文化体育観光部

* 米中韓以外の著作権制度の概要は「海外知的財産マニュアル（詳細版）」を参照ください。

（４）模倣品の対策と対応

著作物の権利の発生は無方式主義です。創作した時点で著作権は発生しますが、模倣品に対する自社製品の権利主張が難しい場合があります。その場合著作物の模倣品対策として例えば、事前に進出する国の著作権登録機関にロゴマークやパッケージ等も登録しておくことが重要です。

模倣品を発見した場合は速やかな対応が求められます。各国の国内法に基づいた司法判断、行政手続を進める上で先ず信頼できる弁護士等現地代理人の選定から始まります。その後調査会社を選定して模倣品の購入、会社所在地・製造工場等の確認を行った上で、損害賠償額を算定し警告書の発送になります。先方から満足な回答が無い場合は行政ルートあるいは司法ルートの法的手続きを検討します。

MEMO

東京都知的財産 総合センターの 事業内容



主な事業のご案内

知的財産相談

- 知的財産(特許・意匠・商標・著作権等)、技術契約等に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的・総合的にアドバイスします。必要に応じ、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。また先行技術調査に関するアドバイスも行います。

知財セミナー・シンポジウム

- シンポジウム・セミナーの開催
中小企業の経営者、実務担当者などを対象に、知的財産権利制度やその重要性等に関する普及・啓発を図るシンポジウム、セミナーを開催します。
- マニュアルの提供
特許／商標／意匠／著作権／ノウハウ管理／知財戦略／技術契約／技術流出防止／海外知的財産等の各マニュアルを配布しています。

知的財産費用助成

- 外国への(特許・実用新案・意匠・商標)出願費用助成
優れた技術を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小企業に対し、外国への(特許・実用新案・意匠・商標)出願に要する費用の一部を助成します。
- 外国侵害調査費用助成
外国における権利侵害の調査を実施する場合の調査費用や、侵害品の鑑定費用、警告に要する費用、また模倣品が国内に入ること阻止する「水際対策」に要する費用等の一部を助成します。
- 特許調査費用助成
新製品・新技術の開発などの際に必要な他社特許調査に要する費用の一部を助成します。
- グローバルニッチトップ助成
グローバルな事業展開が期待できる技術や製品を有する中小企業に対して、知財権利取得や保護に関する費用等の一部を助成するとともに知財戦略の実施等を支援します。

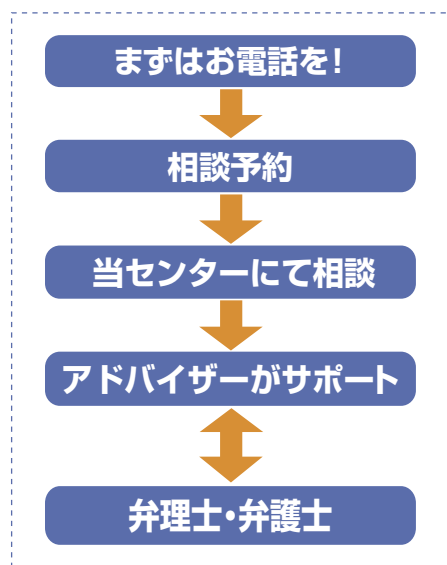
知的財産導入支援

- ニッチトップ育成支援事業
知的財産戦略の導入による経営基盤の強化を図る企業を対象に、アドバイザーが最大3年間の継続的な相談・助言等を行い、専門人材の育成や知財管理体制の整備など、実務的支援を行います。
- 弁理士マッチング支援システム
インターネットを利用した中小企業と弁理士との出会いの場を提供しています。

知的財産活用支援

- 知的財産活用製品化支援事業
大企業等が保有する開放特許・ノウハウ等の知的財産を中小企業が活用し、新製品開発や新規事業化から販路開拓までの支援を実施いたします。大企業等とのマッチングの機会を設け、技術移転のサポートを実施します。

相談の流れ



相談のポイント

相談は**無料**です。
相談内容の**秘密は厳守**します。
事前に必ずご予約ください。
相談時間は1回、1時間です。

ご相談の際は、相談案件の内容がわかるような資料等をできるだけご持参下さい。

アドバイザーが中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的なアドバイスをします。

必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。その場合もアドバイザーが同席し、相談が円滑に進められるようフォローします。

	月	火	水	木	金
アドバイザー	知的財産全般に関する相談				
弁理士	機械・電気	化学	機械・電気	電子・IT	機械・電気
弁護士	知的財産全般に関する契約・訴訟の相談				

相談時間 午前9時～午後5時

休日

土・日・祝日及び年末年始

弁理士・弁護士は午後のみ対応しています。

お問合せ先

東京都知的財産総合センター

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

〒110-0016

東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル1F

TEL : 03-3832-3655

FAX : 03-3832-3659

Email : chizai@tokyo-kosha.or.jp

交通アクセス

- ・ JR「秋葉原駅」昭和通り口徒歩10分
- ・ 東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」昭和通り口 徒歩10分
- ・ つくばエクスプレス(TX)「秋葉原駅」A3出口 徒歩10分



城東支援室

城東地域中小企業振興センター内

〒125-0062

東京都葛飾区青戸 7-2-5

TEL : 03-5680-4741

FAX : 03-5680-4750

交通アクセス

- ・ 都営浅草線直通京成線「青砥駅」徒歩13分



城南支援室

城南地域中小企業振興センター内

〒144-0035

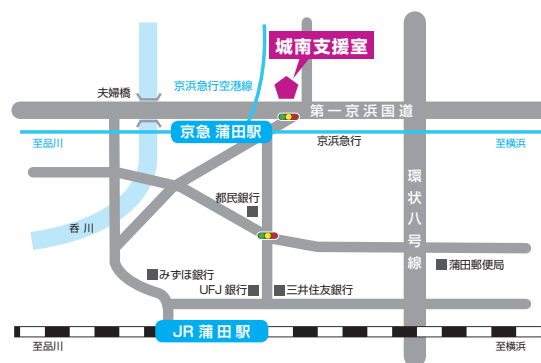
東京都大田区南蒲田 1-20-20

TEL : 03-3737-1435

FAX : 03-5713-7421

交通アクセス

- ・ 京浜急行「京急蒲田駅」徒歩5分
- ・ JR・東急線「蒲田駅」徒歩13分



多摩支援室

産業サポートスクエア・TAMA内

〒196-0033

東京都昭島市東町 3-6-1

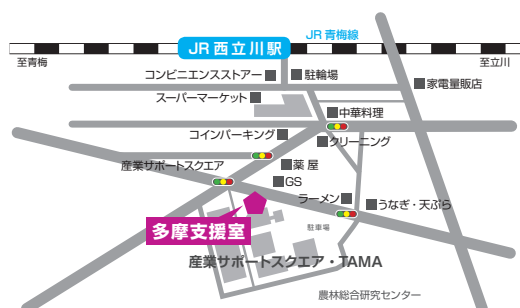
(中小企業振興公社多摩支社2階)

TEL : 042-500-1322

FAX : 042-500-3908

交通アクセス

- ・ JR 青梅線「西立川駅」徒歩7分



海外知的財産マニュアル(初版)平成27年2月発行 (第3版)平成28年10月発行

編集・発行 東京都知的財産総合センター 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル1F

Tel.03-3832-3655 Fax.03-3832-3659

©東京都知的財産総合センター 2015 Printed in Japan

本マニュアルの内容は著作権法により保護されていますので、全部又は一部の無断複写、複製及び転載を禁じます。

※東京都知的財産総合センターは、東京都が設立し(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。

知的財産マニュアルシリーズ

海外知的財産



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

その事業の海外展開、知的財産に関する備えはできていますか？

東京都知的財産総合センター

〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル1F

Tel.03-3832-3655 Fax.03-3832-3659

URL:<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/> E-mail:chizai@tokyo-kosha.or.jp